

コーポレート・ガバナンス報告書

2024年5月29日

会社名 株式会社オプティ

(コード番号 152A TOKYO PRO Market)

代表者名 代表取締役社長 猪野 栄一

問合せ先 管理部部長 河野 真二

TEL 059-363-2512

URL <https://opty.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を果たすため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営の重要な課題と位置づけ、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に努めています。株主をはじめとするステークホルダーに対して、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
猪野栄一	142,100	60.57
和田真彦	8,800	3.75
小谷まゆみ	5,000	2.13
阪和興業株式会社	5,000	2.13
中村勝典	4,000	1.71
山田信治	3,700	1.58
アイトス株式会社	3,000	1.28
中野穰二	3,000	1.28
大澤正巳	2,700	1.15
横山渉	2,400	1.02

支配株主名	猪野栄一
-------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

猪野栄一は、当社の代表取締役です。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	2月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
三浦伸太郎	公認会計士										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦伸太郎	-	-	公認会計士として三浦伸太郎公認会計士事務所を開業しており、客観的・専門的な視点から当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に向けた助言・提言を期待し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、五十鈴監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しております。監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。また、監査役設置会社として監査役が年間監査計画に基づき、取締役の業務執行状況について監査を行うとともに、取締役会などの重要会議に出席し、意見を述べることにより、経営の実効性を高めることに努めています。さらに、内部監査室は年間監査計画に基づき、監査役と情報交換を隨時行い、連携しながら効果的・効率的に各部門の業務監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている 人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村勝典	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村勝典	-	-	税理士として中村勝典税理士事務所を開業し、また、他に4社の社外監査役を兼務するなど、職歴を通じた豊富な経験と高い見識・専門性を当社の監査体制の強化に活かしていただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では、役員報酬及び監査役報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の決定は、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額の決定は取締役会に一任され、取締役会では代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、事前説明を行うことにより、取締役会においての効率的な審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は取締役会規程に準拠して運営され、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、監査役出席のもと、法令及び定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項について、審議・決定しております。また、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、法令・定款に従い監査方針を定めております。取締役会への出席、取締役からの職務執行状況の報告、重要書類の閲覧、重要財産の調査、各事業所の実地調査等により、経営への監視機能を果たしております。また、内部監査室や監査法人とも定期的な情報・意見交換を行い、監査の有効性を高めております。

3) 内部監査

当社は、代表取締役の指示により、法令を遵守し社内規程及びマニュアルに従って効率的に業務が遂行されているかを検証・評価し助言することで業務改善を図るため、全ての部門及び支店を対象に、相互牽制の体制を維持しつつ内部監査室が内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては、監査役と情報交換を隨時行い、連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。監査内容、監査結果及び改善状況については、代表取締役及び取締役会に隨時報告されております。

4) 会計監査

当社は五十鈴監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年2月期において監査を執行した公認会計士は西野賢也、岩田有司氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR 情報ページを開設し、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部にて担当します。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	コンプライアンス規程（コンプライアンスマニュアルを含む）及びリスクマネジメント基本規程を整備し、コンプライアンス並びにリスク管理の重要性を社内に浸透させ、適時・適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、投資者への会社情報の適時適切な開示について真摯な姿勢で臨むことを目的に、適時開示規程を整備しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないという方針のもと、反社会的勢力排除体制として反社会的勢力対策規程を制定し、所管部署を管理部として、適正に運用しております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結される契約書においては、反社会的勢力の排除を明確に示し、違反があった場合は、直ちに契約の解除ができる条項を整備しております。

V. その他

1. 買収への対応方針（買収防衛策）の導入の有無

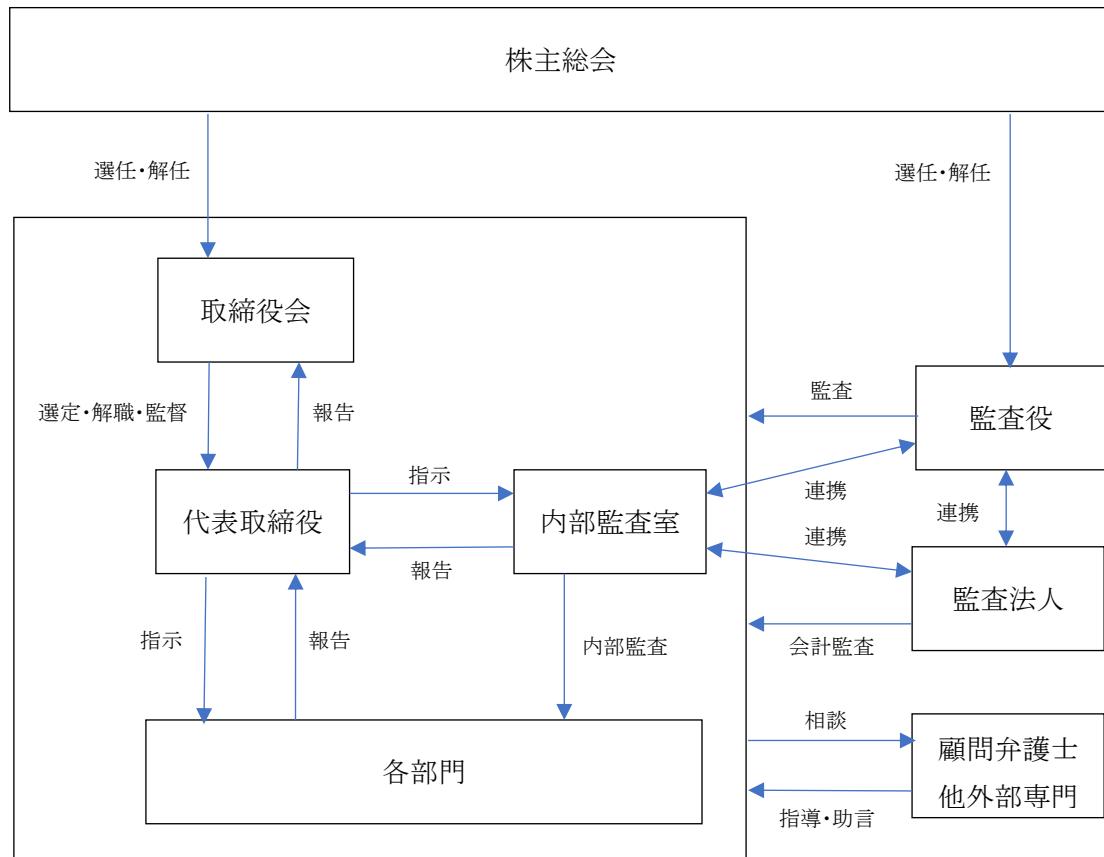
買収への対応方針（買収防衛策）の導入	なし
--------------------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

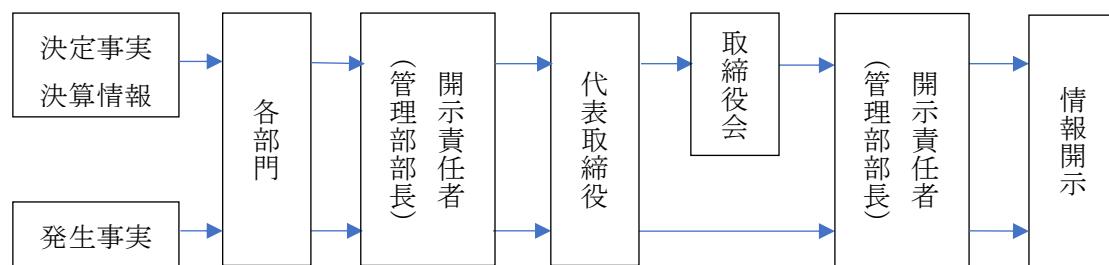
【模式図(参考資料)】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要 (模式図)】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



以上